

参 考 資 料

参考-1 . 釧路湿原自然再生協議会設置要綱

参考-2 . 釧路湿原自然再生協議会運営細則

参考-3 . 第 1 3 回釧路湿原自然再生協議会議事要旨

参考-4 . 釧路湿原自然再生協議会運営フロー(案)

釧路湿原自然再生協議会設置要綱

第1章 総則

(名称)

第1条 この自然再生協議会は、釧路湿原自然再生協議会（以下「協議会」と称する）という。

(対象区域)

第2条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、釧路湿原及びその流域とする。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目的)

第3条 釧路湿原の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業の実施計画案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項

第3章 構成

(構成)

第5条 協議会は、次に掲げる委員及びオブザーバーをもって構成する。

(1) 委員

自然再生事業を実施しようとする者

地域住民、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他 の者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者

関係行政機関及び関係地方公共団体

(2) オブザーバー

協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、途中参加する委員の任期は、その残任期間とする。
- 3 委員は募集によるものとし、再任は妨げない。また、委員の募集は毎年行うものとする。

(委員資格の喪失)

第6条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣言
- (3) 団体若しくは法人の解散
- (4) 解 任

(辞任及び解任)

第7条 辞任しようとする者は、第12条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

- 2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の合意により委員を解任することができる。

第4章 会長及び会長代理

(会長及び会長代理)

第8条 協議会に会長及び会長代理を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

第5章 会議および小委員会

(協議会の開催)

第9条 協議会は、会長が召集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 協議会は必要に応じ、第10条に規定する小委員会での検討状況報告を求めることができる。
- 5 第5条3による委員の募集を行った場合、募集結果を協議会に報告する。

(小委員会)

第10条 協議会は、第15条に規定する運営細則の定めにより、小委員会を置くことができる。

- 2 協議会委員及びオブザーバーは小委員会に所属することができる
- 3 小委員会の委員長及び委員長代理は、小委員会構成委員の互選により選出する。
- 4 委員長代理は、委員長を補佐し、必要に応じ委員長の職務を代理する。
- 5 小委員会は委員長の召集により開催される。
- 6 小委員会は次の事項を協議する。
 - (1) 実施計画案の内容
 - (2) 実施計画に基づくモニタリング結果
 - (3) その他必要な事項
- 7 委員長は、小委員会の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、小委員会に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 8 小委員会は、協議概要を第9条に規定する協議会に報告する。

(公開)

第11条 協議会及び小委員会は、希少種の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

- 2 協議会及び小委員会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
- 3 協議会及び小委員会の資料は、ホームページ等で公開する。
- 4 協議会及び小委員会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、ホームページ等で公開する。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

第12条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

- 2 運営事務局は釧路支庁、釧路土木現業所、釧路開発建設部、釧路自然環境事務所、釧路湿原森林環境保全ふれあいセンターで構成し、共同で運営する。

(運営事務局の所掌事務)

第13条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第9条に規定する協議会の議事に関する事項
- (2) 第11条に規定する協議会の議事要旨の作成及び公開に関する事項

(3) その他協議会が付託する事項

第7章 補 則

(寄付金等)

第14条 協議会は釧路湿原自然再生推進のために、寄付金を得ることができる。

2 寄付金の使途については、協議会の承認を得るものとし、毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

(運営細則)

第15条 この要綱に規定することの他、協議会の運営に関して必要な事項は、第9条に規定する協議会の同意を経て、会長が別に規定する。

(要綱改正)

第16条 この要綱は、第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会に出席した委員の合意を得て、改正することができる。

附 則

この要綱は、平成15年11月15日から施行する。

平成16年7月27日 一部改正

平成17年10月11日 一部改正

平成19年7月30日 一部改正

釧路湿原自然再生協議会運営細則

第1章 小委員会

(設置)

第1条 協議会に次の小委員会を設置する。

1. 湿原再生小委員会
2. 旧川復元小委員会
3. 土砂流入小委員会
4. 森林再生小委員会
5. 水循環小委員会
6. 再生普及小委員会

(検討事項)

第2条 各小委員会では、次の事項を検討する。

1. 湿原再生小委員会
湿原の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等
2. 旧川復元小委員会
河川の再蛇行化に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等
3. 土砂流入小委員会
河川への土砂流入防止に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等
4. 森林再生小委員会
森林の再生（野生生物の生息環境修復を含む）に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

5. 水循環小委員会

水質地下水の動態把握・評価、湖沼の再生（野生生物の生息環境修復を含む）等に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

6. 再生普及小委員会

釧路湿原の適正な保全と利用の推進並びに自然再生を活用した環境教育、市民参加、情報の発信及び提供等に関する事項等

（小委員会事務局）

第3条 小委員会の会務を処理するための事務局を設ける。

2. 事務局は、協議会運営事務局が兼ねる。

（事務局の所掌事務）

第4条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

（1）小委員会の会議の運営

（2）小委員会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項

（3）その他小委員会が付記する事項

第2章 協議会及び小委員会の運営

（協議会及び小委員会の傍聴）

第5条 協議会の会議及び小委員会は、傍聴ができる。

2. 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。

3. 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

（協議会及び小委員会の記録）

第6条 運営事務局は、協議会の会議及び小委員会の議事要旨を、公開する前に原則として、会長又は委員長及び発言した委員の確認を得なければならない。

第3章 補則

(細則改正)

第7条 この細則は、要綱第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附則

この細則は、平成15年11月15日から施行する。

開催日：平成20年2月27日（水）

開催場所：釧路プリンスホテル 2 階 鶴の間

第13回釧路湿原自然再生協議会

議事要旨

議事1：第3期後期 釧路湿原自然再生協議会の運営について

事務局から第3期後期協議会構成員の公募結果について報告が行われ、構成員相互で公募結果を確認した。

議事2：第3期前期 収支報告

事務局から協議会への寄付について報告が行われ、協議会として寄附を受けることが確認された。

議事3：第12回協議会以降の小委員会開催概要

事務局から第10回土砂流入小委員会、第7回水循環小委員会、第10回再生普及小委員会の開催状況について報告が行われた。

その報告に続いて、各小委員会の委員長、あるいは委員長代理から、各小委員会の議論内容および挙げられた意見について報告が行われた。

（委員長、委員長代理ともに欠席した小委員会は、事務局が代読した。）

【第10回土砂流入小委員会開催報告 委員長（代読：事務局 吉村流域計画官）】

第10回土砂流入小委員会では、「土砂流入対策〔久著呂川〕実施計画 湿原流入部土砂調整地」、「土砂流入対策（沈砂池等）に関連するモニタリング結果」について議論が行われ、次のような意見が挙げられた。

「H19年度試験施工概要」についての主な意見

- ・ ポンプアップで導水すると、鉍物質の濁水しか入ってこない。流木等がケルミにひっかかるといった現象が期待できなくなる。
- ・ 自然堤防をある程度切り下げ、そこから実験水路に濁水を導く構造にしてはどうか。
- ・ 維持管理のことを考えると、計画自体に現実性が無いという意見もあったが、現実性を確認するためにも実験を行うということ。
- ・ 場所についても方法についても検討しながら実施してはどうか。

「土砂流入対策（沈砂池等）に関連するモニタリング結果」 についての主な意見

- ・ 土砂流入対策の効果について議論するのであれば、対策前後の土砂量を示す必要がある。
- ・ 農地防災事業を実施して土砂流出が落ち着くまでの間の沈砂池の堆砂量が、湿原への土砂流入を抑制している効果であると考えられる。
- ・ 農地周辺にグリーンベルトを残すなど農業者の努力によって、農地からは想定したほど土砂が流出していないものと考えられる。
- ・ もう少し分かりやすい資料と説明が必要だと思う。

（辻井会長）

- ・ 委員、何か付け加えることがあればどうぞ。

（岡田委員）

- ・ 私が人工ケルミを提案したが、最初に考えていたより随分と色々なことが付随してきたように感じている。
- ・ 実験を実施する方向で取り組みが始まっているが、実験と並行して、実際に現地で行っている現象を調査してもらいたいと考えている。

【第7回水循環小委員会開催報告 井上委員長代理】

第7回水循環小委員会では、「水循環小委員会での検討の目的」、「第6回水循環小委員会資料【改訂版】について」、「地下水位シミュレーションの実施について」、「今後の調査・検討予定」について議論が行われ、次のような意見が挙げられた。

「水循環小委員会での検討の目的」についての主な意見

- ・ 「地下水位を推定する」のではなく、「地下水位の状況を推定する」とした方が良い。
- ・ これまでに当小委員会で得た色々な知見、知識を適用していくべき。
- ・ 1980年以前の地下水位データが無い場合、シミュレーションという手法を採用して取り組んでいくという考えを明確にした方がよい。
- ・ 有限要素の解析だけにこだわるのではなく、違う方法も考慮し、検討を行って頂きたい。
- ・ モデル化する時には、観測値を十分に解析した上で、湿原の状態を十分に表し得るモデル化という事をねらって行っていく。

「第6回水循環小委員会資料【改訂版】」についての主な意見

- ・ 地下水位変動をグラフ化する際、冬期間の土壌の凍結状態を考慮した方が良い。
- ・ 観測地点数により解釈が左右される場合には、観測地点の配置計画についても検討した方が良い。

- ・ 地下水位が大きな焦点となっているが、自然再生の目標は1980年以前の湿原の環境や景観を少しでも実現していくことである。表現についても注意していく必要がある。

「地下水位シミュレーションの実施」についての主な意見

- ・ まずは試験的に小さい範囲で綿密にチェックできるところから行っていくのが妥当だと思う。
- ・ 湿原の地下水位を推定するためのモデルについては、色々な方法を吟味した方が良い。
- ・ 釧路湿原の下流部には感潮域があるので、感潮域の特徴を考慮することができるモデルが必要ではないか。
- ・ 苫小牧地方の勇払原野ではうまく適合したモデルが、釧路湿原では適用することが出来なかった。モデルの吟味を行う際は気を付けるべきである。
- ・ モデルの細部まで小委員会で議論を行うのは効率が悪いので、ワーキングをつくって議論を行い、その結果を小委員会に戻すようにした方が良いという意見があり、ワーキングをつくることになった。

(会長)

- ・ 1980年以前の水位データが無いという説明であったが、水位データはいつ頃から観測されているのか教えて頂きたい。

(委員)

- ・ 恐らく、1985年以降に断片的に観測されていると思う。

【第10回再生普及小委員会開催報告 高橋委員長】

第10回再生普及小委員会では、「再生普及行動計画ワーキンググループ経過報告」、「環境教育ワーキンググループ経過報告」、「その他」について議論が行われ、次のような意見が挙げられた。

「再生普及行動計画ワーキンググループ経過報告」についての主な意見

- ・ ワンダグリンド・プロジェクトへ参加するメリットが多いほど、参加者の広がりが出てくるのではないか。
- ・ 新聞やポスターなどで宣伝していることもあり、釧路湿原と私たちの生活が、いろいろな形で繋がり、広まりつつあるのではないか。

「環境教育ワーキンググループ経過報告」についての主な意見

- ・ 学校に対して、環境教育に係る教材やプログラムの提供を考えていく必要がある。
- ・ 本ワーキンググループでは、具体的なサポートや支援方法等を考えていけるのではないか。

「その他」について

- ・ 釧路湿原自然再生協議会で作成したパネルの内容およびパネル貸出しの問合せ先等についての紹介を行った。

(会長)

- ・ 今年の10月28日から韓国でラムサール条約締約国会議が開催される。
- ・ 釧路湿原における自然再生の取り組みについては、前々回のラムサール条約締約国会議からパネルを展示してPRを兼ねた報告を行っている。
- ・ 第10回再生普及小委員会の開催報告の中で説明があったパネルも、次回のラムサール条約締約国会議で展示してはどうか。ただし、文章は英文にする必要がある。

(委員)

- ・ 少し検討したい。

(会長)

- ・ 会議は10月28日からで、まだ十分時間がある。それに間に合えば良いので、是非委員会で検討して頂きたい。

(委員)

- ・ 打って出ることを前向きに検討したい。

議事4：地域意見交換会の開催概要

事務局から平成19年度に開催した地域意見交換会の開催状況について報告が行われた。

【久著呂川河道安定化対策についての地域意見交換会の開催報告 事務局】

- ・ 開催日時：平成19年6月22日（金）13:30～15:00
- ・ 開催場所：中久著呂農村環境改良センター
- ・ 参加者：地域住民
- ・ 実施者：釧路土木現業所、釧路開発建設部
- ・ 内容：1)久著呂川中流部の河道安定化対策
2)湿原流入部土砂調整地

「久著呂川河道安定化対策についての地域意見交換会」での主な意見

- ・ 設計通りに工事はすすめて頂きたいし、住民の声も聞きながら工事して欲しい。
- ・ 川だけは人間が設計しても望んでいるようにならない。自然に逆らってはだめである。
- ・ とにかく久著呂川をいい川にしてもらいたい。

【久著呂川湿原流入部における土砂調整地についての地域意見交換会の開催報告 事務局】

- ・ 開催日時：平成19年12月4日（火）13:30～15:00
 - ・ 開催場所：下久著呂コミュニティセンター
 - ・ 参加者：地域住民
 - ・ 実施者：釧路開発建設部
 - ・ 内容：1) 釧路湿原自然再生協議会の現況
2) 土砂流入対策〔久著呂川〕実施計画
3) 湿原流入部土砂調整地
- 「久著呂川湿原流入部における土砂調整地についての地域意見交換会」での主な意見
- ・ 農地への影響（河川の水位上昇や土砂堆積）がないよう配慮して工事を進めてほしい。
 - ・ これだけの試験をやるのだから、実施して次の対策に活かしてほしい。
 - ・ 共存共栄と言っているのだから、共存のための方法を考えてくれなくては困る。

議事5：H19年度協議会（事務局）の取り組みについて

事務局から平成19年度に開催した報道関係者現地説明会および第2回釧路湿原シンポジウムの開催状況について報告が行われ、今後の取り組みについて議論が行われた。

（会長）

- ・ 協議会あるいは協議会事務局では、自然再生事業について皆さんに理解していただくための取り組みを色々行っている。マスコミ説明会もその取り組みの一つである。
- ・ また昨日、第2回自然再生シンポジウムを開催した。それら取り組みについて事務局から報告して頂いた後に、これまでの経緯を踏まえた次年度以降の取り組みについてご意見を伺いたい。

【第1回報道関係者現地説明会の開催報告 事務局】

- ・ 開催日：平成19年7月31日（火）
 - ・ 参加者：報道機関8社11名の記者が参加
協議会からは辻井会長、旧川復元小委員会の神田委員長、森林再生小委員会の金子委員長代理が参加
 - ・ 視察箇所：1) 達古武地域 自然再生実施箇所
2) 雷別地区 自然再生実施箇所
3) 南標茶地域 土砂流入対策実施箇所
4) 茅沼地区 旧川復元実施箇所
- 「第1回報道関係者現地説明会」の内容
- ・ 辻井会長から、湿原の特徴、現状と課題、対策の意義等をお話いただいた。

- ・ 参加者からのインタビューに対し、辻井会長から「本格的な取り組みは始まったばかり。今後、一般の方々にも知ってもらうような取り組みが重要である。」というコメントがあった。

【第2回報道関係者現地説明会の開催報告 事務局】

- ・ 開催日：平成19年10月31日（水）
 - ・ 参加者：報道機関5社5名の記者が参加
協議会からは辻井会長、土砂流入小委員会の清水委員長が参加
 - ・ 視察箇所：1)幌呂地域 湿原再生検討箇所
2)雪裡・幌呂地域 土砂流入対策実施計画箇所
3)久著呂川 中久著呂地域 河道安定化対策実施箇所
4)久著呂川 湿原流入部土砂調整地実施計画箇所
- 「第2回報道関係者現地説明会」の内容
- ・ 辻井会長、清水委員長から、専門的立場で湿原の大切さ、湿原の現状と課題、対策の意義などをお話いただいた。
 - ・ 辻井会長から「本来湿原は100年、1000年単位の長い時間をかけて変化していくものだが、今の釧路湿原の変化の早さは人為的な要因があるとは言え異常な早さで変化している。」と現状をお話いただいた。

【第2回釧路湿原自然再生シンポジウムの開催報告 事務局】

- ・ 開催日時：平成20年2月26日（火）
- ・ 参加者：約200名の一般の方
- ・ 基調講演：『直線から曲線への転換：自然再生の意義』
月尾 嘉男 氏（釧路湿原塾長）
『持続可能な土地利用と自然再生』
関 健志 氏（(財)日本生態系協会事務局長）
『釧路湿原の保全・復元の歴史』
新庄 久志 氏（釧路市ウェットランドセンター主幹）
- ・ パネルセッション：釧路湿原自然再生協議会ほか
- ・ パネルディスカッション：辻井会長、基調講演者3名
(会長)
- ・ 平成20年度にどのようなことを行えば良いか、また、どのような方法が良いか、是非ご意見、アイデアを出して頂きたい。

(委員)

- ・ 地域住民との意見交換会やマスコミ現地説明会について報告が行われたが、一般市民に対する現地説明会を行ってはどうか。応募多数の場合は、抽選にするという方法もある。
- ・ 私もこの冬に何回か現地へ行ったが、現地へ行ってみると、このような場で説明を聞くのとはイメージが違う。関心のある方に現地を見て頂くということは、非常に大事なことだと思う。
- ・ 今年のラムサール条約締約国会議の際に、諸外国の方を招いて釧路湿原の自然再生を検証してもらう機会を設けてはどうか。
- ・ ラムサール条約には、湿地再生の原則、ガイドラインがある。その国際基準に則って、釧路湿原の自然再生を見て頂くということは、我々にとって貴重な経験になるのではないか。

(会長)

- ・ 一般市民を対象とした現地説明会は、比較的簡単に開催することが可能だと思う。多くの応募があった場合、大変でも来て頂いた方が良い。
- ・ ラムサール条約締約国会議の際に呼びかけを行うことは可能だが、招待する場合は旅費などお金の問題が出てくる。どのように行うことができるか、研究する必要がある。

(委員)

- ・ 例えば、知床の世界遺産で、専門委員の方が2~3名いらっしやった。あのようなかたちで行えば、それほど多くの費用はかからないと思う。是非行って頂くよう、お願いしたい。

(会長)

- ・ 誰を呼べば効果的か、あるいは、誰に呼びかけるか考える必要がある。

(委員)

- ・ ラムサール条約の事務局に選定して頂いてはいかがか。

(会長)

- ・ 検討してみようではありませんか。

(会長)

- ・ 私から提案を申し上げたい。自然再生の取り組みについて、一般市民へのPRの場が無い。北斗に環境省のワイルドライフセンターがあり、そこには展示施設がある。2階にはすでにパネルが設置されているが、リアルタイムな説明が無い状況である。
- ・ 各小委員会での議論や取り組みの内容、事業の実施状況など、ワイルドライフセンターで展示することができると思う。そこを市民や観光客などに公開してはどうか。
- ・ ただし、ワイルドライフセンターの都合もあると思うので、スペースをどのように使

うことができるのか環境省自然保護事務所に考えて頂きたい。その次の段階では、展示するものを誰がどのように準備するのかといったことを考える必要がある。

- ・ 会議の後にアイデアを思いついた場合は、事務局へ連絡をしていただきたい。

議事6：最近の自然再生に関する動向

事務局から自然再生推進法の見直し状況、全国の自然再生の取り組みおよび再生普及の取り組み状況について報告が行われた。

【自然再生推進法の見直し状況について 事務局】

- ・ 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることになっている。
- ・ 法律の中で、自然再生基本方針は、自然再生事業の進捗状況等を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行うことになっている。
- ・ 法施行状況の把握および必要な措置の抽出の方法として、協議会へのアンケートおよび聞き取り調査を行った。
- ・ 法改正・基本方針の見直しは、検討結果のとりまとめ、法改正の要否判断、必要な措置案への対応方針の検討、基本方針の見直し検討という手順で行われる。

【全国の自然再生の取り組みについて 事務局】

- ・ 自然再生協議会情報連絡会議（東日本）が平成19年11月14～15日に宮城県仙台市で行われた。
- ・ 自然再生の取組の全国動向は次のとおりである。
 - 自然再生協議会が19箇所で開催
 - 自然再生全体構想が16協議会で作成
 - 14の自然再生実施計画が8協議会で作成
 - 自然再生協議会構成員数は全国合計で1,161名
- ・ 東日本の10協議会から取組状況報告が行われ、その後の意見交換において次の質問および意見が挙げられた。
 - 地域住民等への普及啓発の事例
 - 行政以外の構成員の役割や取組
 - 自然再生活動に資する活動費
 - 技術的検討や課題
 - 事業評価

- 自然再生事業と他の事業や他の権益等との調整
- 自然再生活動の推進に向けた取組
- 自然再生の推進に当たっての必要な措置（技術的支援、財政支援、事業推進の措置）

【再生普及の取り組み状況について 事務局】

- ・ 再生普及小委員会には、再生普及行動計画ワーキンググループ（WG）、環境教育WGなどがあり、取り組みを行っている。
- ・ 実施計画にあたる「釧路湿原自然再生普及行動計画」には10の項目があり、各項目について具体的な取り組みが行われている。
- ・ ワンダグリンド・プロジェクトでは、釧路湿原に関わる取り組みを募集し、とりまとめて発信している。
- ・ ワンダグリンド・プロジェクトは、「できる者が、できることから」をテーマとして取り組みを進めており、参加する個人・団体は増加している。
- ・ 釧路駅、大型ショッピングセンター、ビジターセンターで知名度調査を実施したところ、釧路湿原自然再生事業を聞いたことがある人は全体の38%、ワンダグリンド・プロジェクトを聞いたことがある人は全体の12%であった。
- ・ ワンダグリンド・プロジェクトの取り組みを普及するため、報告書の作成と配布、ホームページへの掲載、メールニュースの配信等を行っている。
- ・ 自然再生の取り組みを普及するためのパネルを作成し、いつでも貸出できるようにした。また、パネルのデータをホームページからダウンロードできるようにした。
- ・ 環境教育の推進方策検討のため、学校における環境教育の実施状況を把握することを目的に、アンケート調査を実施した。この結果、全体の77%の学校で環境教育を実施し、その約30%が釧路湿原を題材としていることが分かった。
- ・ 釧路湿原を題材とした教育の実施状況に関する調査報告書を取りまとめた。今後、専門家の指導を仰ぎ、現場の教師の方が利用しやすい資料としてとりまとめたいと考えている。

（委員）

- ・ 自然再生推進法の見直しについて、中央で議論されているようであるが、どのようなスケジュールで見直しの議論が行われているのか詳しく教えてもらいたい。

（事務局）

- ・ 聞き取り調査、アンケート調査、文献等のとりまとめ作業を行っているところだと聞いている。

- ・ 自然再生推進法について、どのような見直しが必要か、また、必要な措置の検討などはこれから作業を行うと聞いている。
- ・ 詳細なスケジュールは把握していない。

(委員)

- ・ 自然再生推進法に基づく協議会の設置はこの釧路湿原自然再生協議会が最初であったが、これまで行ってきて、市民参加について致命的な欠陥があると考えている。
- ・ このため、法律の見直しにあたって意見を反映させていきたいと考えている。この協議会でそのような議論を行う場がないので、どこに、どのように意見を反映させていけば良いのか教えてもらいたい。

(事務局)

- ・ 先日アンケートを配布した。アンケートの回答として提出して頂ければ、作業に反映される。
- ・ 今のご意見については、東京で作業している者に伝えたい。

(会長)

- ・ 他にご質問、ご意見が無いようであれば、これで議事を終了したいと思う。
- ・ (発言なし)

その他

事務局から、第4回湿原再生小委員会、第10回旧川復元小委員会の予定について説明が行われた。

- 以上 -

釧路湿原自然再生協議会運営フロー(案)

